

I 服装・頭髪・所持品に関する規定

(1) 制服

ア 男子

(ア) 本校指定の制服を着用する。

(イ) 冬服の第一ボタンは常にはめる。職員室等入室時や式典等ではホックをとめる。

(ウ) 本校指定のセーターを着用することができる。

イ 女子

(ア) 本校指定の制服を着用する。

(イ) スカート丈は膝がかくれる程度の長さとする。

(ウ) 本校指定のカーディガンを着用することができる。

ウ 以下の場合、本校の体育服・Tシャツ・ポロシャツ・ハーフパンツ等での登下校を認める。

(ア) 夏季（指定された期間）における登下校

エ 以下の場合、年間を通して、本校の体育服に加え、部活動指定のシャツ・ジャージ等での登校または下校を認める。

(ア) 平日部活動後の下校

(イ) 部活動の朝練習がある場合の登校

(ウ) 休日部活動の登下校

(2) 防寒着（気候に応じて着用することができる）

ア 防寒着は華美でないものとし、制服（冬服）の上に着用する。

イ スカートの下に防寒着を履かない。防寒着を履く場合は、スカートを脱ぎ、上下とも防寒着の状態にする。

ウ 原則教室内では着用しない。

(3) 履物

ア 運動靴、または黒・茶の短靴とする。

イ 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。（学年色指定）

ウ ソックスは男女とも白色または紺・黒・グレーとする。ワンポイントまでの柄を可とする。

エ 女子で冬季にストッキング・タイツを使用するときは、黒またはベージュとする。

(4) インナー・ベルト

ア インナーは、胸元や袖からはみ出さないようにする。また、模様がすけないようにする。

イ ベルトは、黒・こげ茶色等の華美でないものとする。

(5) 頭髪等

- ア 染色・脱色・パーマ・カール・極端な刈上げ等の特殊技巧を禁止する。
- イ 前髪は目にかからないようにする。目にかかる場合は、ピン等でとめる。
- ウ 束髪する際は、装飾性のないヘアゴムを使用する。
- エ 髪の長い（肩のラインにかかる程度）生徒は、運動時、実習時、式典時は束髪する。式典時は、黒、紺、茶のヘアゴムやヘアピンを用いる。
- オ 眉は極端に剃らない。
- カ 化粧は一切しない。

(6) 異装

事由があって異装するときは、担任の許可を受ける。

(7) 所持品

- ア 学用品、カバン類、その他身のまわり品は、華美でないものを用いる。
- イ 装飾品（イヤリング・指輪・ネックレス等）、化粧品（色つきリップクリームを含む）は禁止する。
- ウ 不必要な金銭や貴重品、娯楽用具、雑誌等を持ち込まない。

(8) スマートフォン等

- ア スマートフォン等は、昇降口へ入る前に電源を切り、バッグで保管する。その際、アラーム等が鳴らないような設定にしておくこと。
- イ 朝のSTから帰りのSTまでは原則使用できない。
- ウ 校舎内では原則使用できない。
- エ 行事や部活動、授業等において、教員が特に必要だと判断する場合のみ、その使用を認める。
- オ 定期考査・課題考査時などに教室にスマートフォン等を持ち込んだ場合は、不正行為とみなす。

2 集会、印刷物の掲示・配布に関する規定

- (1) 校内外での掲示、印刷物配布、集会及び団体の結成、あるいは、参加については事前の許可を必要とする。

3 その他の校内生活に関する規定

- (1) 授業及び部活動を除き、校地・校舎、設備、備品の使用は、事前の許可を必要とする。

- (2) 金品の徴収は事前の許可を必要とする。

- (3) 公共物の使用には十分注意し、損傷した場合はただちに担任に届け出る。

4 通学に関する規定

(1) 自転車通学は許可制とする。許可条件は以下のとおりとする。

- ア ライトが点くこと
- イ ブレーキが効くこと
- ウ 反射板がついていること
- エ 泥よけがあること
- オ 自立するためのスタンドがあること
- カ 鍵があること（ツーロックの推奨）
- キ 自転車保険に加入していること
- ク 防犯登録番号のシールが貼付されていること
- ケ 学校のステッカーを所定の位置に貼ること
- コ 雨天時に乗車する生徒は雨合羽を所持していること（傘さし運転は禁止）
- サ ヘルメットを所持していること（積極的に着用する）

(2) 自転車乗車中は、スマートフォン、イヤホン等の使用を禁止する。

(3) 登下校での、自家用車などによる敷地内への乗り入れを禁止する。特別な事情のある場合は、担任に申し出る。

(4) 「四ない運動」（免許を取らない、車を買わない、車に乗らない、他人の車に乗せてもらわない）を遵守する。

5 学割証に関する規定

(1) 学割証が必要なときは、「学割証交付願」を提出する。

6 アルバイトに関する規定

(1) アルバイトは、特別な場合を除き禁止する。特別に事情のある場合は、担任を通じて生徒指導部へ申し出る。

7 校則等見直しの手続き

(1) 生徒会は、校則等の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒会が主催する評議員会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則等の変更を求めることができる。

(2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則等の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員、地域の方々等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を審議する。

(3) 校長は、生徒や保護者、教員、地域の方々等からの意見や、運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則等の変更について決定する。